

特別支援学校の設置基準の策定等に関する意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が著しく、在籍者数は、平成十七年(五月一日)の十万千六百十二人から平成二十六年(同)の十三万五千六百十七人へと、この十年間で三万四千余人増加した(文科省調査)。

この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解がすすみ、「一人ひとりに見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがある。一方、学校建設は児童・生徒数の増加に追い付いておらず、既存の学校では、普通教室等施設の不足、教員の不足、非正規教員比率急増等の問題が深刻化している。

普通教室確保のために、一つの教室を二つに仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもたちの声も筒抜けになり、落ち着いた授業できないうえ、図書室や美術室、個別指導室等の指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況が生まれている。教員不足、非正規化の拡大も進行し、教員の半数が非正規という特別支援学校もある。

このような事態の根幹には、幼稚園から小中高はもちろん大学や専修学校にまである学校設置基準が特別支援学校だけには存在しないという問題がある。学校設置基準は、学校を設置するのに必要な最低の基準であり、設置者には学校の編制等の水準の向上を図る努力義務がある。また、小学校では十二から十八学級が標準とされ、三十一学級以上の過大規模校になるとその解消が検討されることになるが、特別支援学校では、学級数に関して基準がなく、学校の新増設は全て設置者の裁量に委ねられている。

このままでは、障害の有無等によって子どもたちの学習環境の整備に大きな格差が生じることになる。

よって、福岡県議会は、政府に対し、特別支援学校の過大・過密状態を解消するため、国の責任で特別支援学校に関する設置基準を設けるとともに、必要な学校建設を設置者が速やかに行えるよう十分な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十八年三月 日

福岡県議会議長 井上 忠 敏

内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
文部科学大臣	馳 浩 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿